担当課	処分庁	法令名	根拠条項	許認可等の事項			審査基準				標準処理	理期間	備考
担当床	処別日	本 下右	依拠未失	計能可等の争項	設定状況	審査基準の名称	審査基準の公表状況	URL	未設定の場合の理由	設定状況	合計期間	未設定の場合の理由	1 拥 右
医療政策課	医療政策課	医療法	第4条 第1項	地域医療支援病院の名称の承認	設定済み	・「医療法の一部を改正する法律の施行について」(平成10年5月19日付け健康政発第639号厚生省健康政策局長通知第二地域医療支援病院に関する事項・・地域医療支援病院の承認に係る県基準	申請者等の求めに応じ て提示			設定済み	30日 (大審審議の要数を の要数を く。)		
医療政策課	医療政策課	医療法施行規則	第6条 の2	地域医療支援病院の有すべき収容施設数の特例の 適用	設定済み	・地域医療支援病院の 承認に係る県基準	申請者等の求めに応じて提示			設定済み	30日 (大審議るの要数を) (大家では (大審議のである。)		
医療政策課	医療政策課	医療法	第7条 第1項	病院の開設許可	設定済み	「医療機関の開設者の確認及び非営利性の確認について」(平成5年2月3日総第5号・指第9号生省健康政策局総務・指導課長連名通知)	申請者等の求めに応じて提示			設定済み	30日		
医療政策課	医療政策課	医療法	第7条 第2項	病院の病床数・病 床種別・構造設備 等の変更許可	未設定				法令に基準あり	設定済み	15日		
医療政策課	医療政策課	医療法	第7条 第3項	診療所の病床設 置許可	未設定				法令に基準あり	設定済み	15日		
医療政策課	医療政策課	医療法	第7条 第3項	診療所の病床設 置許可事項変更	未設定				法令に基準あり	設定済み	15日		
医療政策課	医療政策課	医療法	第12条 第1項	開設者以外の者 が病院を管理する ことの許可	未設定				個々の審査について 個別具体的な判断を 要し、具体的な審査 基準を定めるのは困 難	設定済み	15日		
医療政策課	医療政策課	医療法	第12条 第2項	医師が2以上の病院を管理すること の許可	未設定				個々の審査について 個別具体的な判断を 要し、具体的な審査 基準を定めるのは困 難	設定済み	15日		
医療政策課	医療政策課	医療法	第27条	病院の使用許可	未設定				法令に基準あり	設定済み	30日		
医療政策課	医療政策課	医療法	第44条 第1項	医療法人の設立 認可	設定済み	·医療法人設立認可基準(県基準) ·一人医師医療法人設立認可基準(県基準)	申請者等の求めに応じて提示			設定済み	30日 (大分県医 療審議会 の審議に 要する日 数を除		
医療政策課	医療政策課	医療法	第42条 の2第1 項	社会医療法人の 認定	設定済み	「社会医療法人の認定 について(平成20年3月 31日医政発0332008月 写生労働省医政長通 知) 第二 社会医療法人の 認定要件、第三 社会医療法人の認定等に当 たっての認定事項 1 社会医療法人の認定申 請に関する事項	申請者等の求めに応じ て提示			設定済み	30日 (大分議議 (大審審議るに の要数を く。)		

担当課	処分庁	法令名	根拠条項	許認可等の事項			審査基準				標準処理	理期間	備考
担当床	7E/J11	A74	似贬未写	可能可等の事項	設定状況	審査基準の名称	審査基準の公表状況	URL	未設定の場合の理由	設定状況	合計期間	未設定の場合の理由	ρHI σ
医療政策課	医療政策課	医療法	の3第1 項、第4	社会医療法人の 認定を取り消され た医療法人の実施 計画の認定		「社会医療法人20部3月 はこついて(平成2028月 31日医政务医政务 厚生労働省 を振っな民勇 知) 第三 社会医療法のの 認定等に当社会消さ派 人の認定を取り急医療法人 医療法業に係る電費する 確保事業に係る意費する 計画の認定を教り 計画の認定を 計画の認定を を 計画の認定を を は に は に は に は に は に は に は に は に は に	申請者等の求めに応じて提示			設定済み	30日 (大衆審議るに) (大衆審議議る除 (大・)		
医療政策課	医療政策課	医療法	施行令 第5条 の5の4	社会医療法人の 認定を取り消され た医療法人の実施 計画の変更	設定済み	「社会医療法人の認定 について(平成20年3月 31日医政务332008号 厚生労働省医政長通 知) 第三 社会医療法人の留 認定等に当たっ公医療法人の留 意本限に対策を取り消さ成れた 医療法人の教定を取り消さ成れた 医療法業に係る業務の 継続的な認定等 計画の認定等	申請者等の求めに応じて提示			設定済み	30日 (大分審審議るに 変すを 数く。)		
医療政策課	医療政策課	医療法	第46条 の5の3 第2項		未設定				先例なく設定困難	設定済み	30日		
医療政策課	医療政策課	医療法	第46条 の5第1 項	医療法人の理事 数の特例認可	設定済み	「医療法人制度の改正 及び都道府県医療審議 会について」(昭和61年6 月26日健政発410号厚 生省健政政策局長通 知) 第一 医療法人制度に 関する事項 4 医療法 人の理事数	申請者等の求めに応じて提示			設定済み	15日		
医療政策課	医療政策課	医療法	第46条 の6第1 項	医師又は歯科医師以外から理事長を選任する認可	設定済み	・厚生省健康政策局長 通知[医療法人制度の 改正及び都道府県医療 審議会について」(昭和 61年6月26日健政発410 号) 医療法人制度に 関する事項 5 医療法 人の理事長 ・医師又は歯科医師でな い理事長の知事認可要 件について(県基準)	申請者等の求めに応じて提示			設定済み	15日		
医療政策課	医療政策課	医療法		管理者の一部を 理事に加えないこ との認可	設定済み	「医療法人制度の改正 及び都道府県医療審議 会について」(昭和61年6 月26日健政発410号厚 生健康政策局長通 知) 第一 医療法人物病院 設務所、介護を保院の 管理者の理事就任	申請者等の求めに応じて提示			設定済み	15日		

+6	□ w ===	加八片	法令名	HO Hon 久 TA	許認可等の事項			審査基準				標準処	理期間	##
15	旦当課	処分庁	法节石	根拠条項	計認り寺の争項	設定状況	審査基準の名称	審査基準の公表状況	URL	未設定の場合の理由	設定状況	合計期間	未設定の場合の理由	備考
医療正	女策課	医療政策課	医療法	の9第3	医療法人の定款 又は寄附行為の 変更認可	設定済み	「医療法人制度について」(平成19年3月30日付医政発第033004号。 原生労働省医政免第603004号。通知 知ります。 例及び寄付行為例について(※持ち分の定めの・「医療法人)の正例のでい社団医療制度の概算を制度のでは、 をにして(※持ちの定めの・「医療・技人制度の表情)(医療・経済・経済・経済・経済・経済・経済・経済・経済・経済・経済・経済・経済・経済・	申請者等の求めに応じて提示			設定済み	20日		
医療政	女策課	医療政策課	医療法		医療法人の解散 の認可	未設定				個々の審査について 個別具体的な判断を 要し、具体的な審査 基準を定めるのは困 難	設定済み	30日 (大分議を (大審議に 要する (大審議の 要する (大事議に の で の で の で の で の で の で る の り く り り く り く り く り く り く り く り く り く		
医療政	女策課	医療政策課	医療法	医提るのをた医等部正法則条項 旧法条項項療供体確図め療のをす律第第 医第第、をす制立るの法一改る附102 療5623	医療法人残余財産処分	未設定				個々の審査について 個別具体的な判断を 要し、具体的な審査 基準を定めるのは困 難	設定済み	20日		
医療政	牧策課	医療政策課	医療法	第58条 の2第4 項 第59条 の2	医療法人の合併 の認可	設定済み	「医療法人の合併及び 分割について」(平成28 年3月25日付け医政発 第0325第5号厚生労働 省医政局長通知)	申請者等の求めに応じて提示			設定済み	30日 (大分県医 療審議員 要する除 く。)		
医療政	女策課	医療政策課	医療法	第60条 の3第4 項 第61条 の3	医療法人の分割 の認可	設定済み	「医療法人の合併及び 分割について」(平成28 年3月25日付け医政発 第0325第5号厚生労働 省医政局長通知)	申請者等の求めに応じて提示			設定済み	30日 (大分議 療審議る 要する除 く。)		

担当課	処分庁	法令名	根拠条項	許認可等の事項			審査基準				標準処理	里期間	備考
担当床	処刀门	本 节有	依拠未步	計能可等の争項	設定状況	審査基準の名称	審査基準の公表状況	URL	未設定の場合の理由	設定状況	合計期間	未設定の場合の理由	기위·선
医療政策課	医療政策課	医療法	第70条	地域医療連携推進法人の認定	設定済み	地域医療連携推進法 人について」(平成29年2 月17日医政等第2217第 16号厚生労働省医政局 長通知) 「地域医療連携推進法 人の定款例について」 (平成29年2月17日 政支券0217第1号厚生 労働省医政局医療経営 支援騰通知)	申請者等の求めに応じて提示			設定済み	30日 (大療審議議の の要すを除 く。)		
医療政策課	医療政策課	医療法		地域医療連携推 進法人の定款の 変更の認可	設定済み	「地域医療連携推進法 人について」(平成29年2 月17日医政発第0217第 16号厚生労働省医政局 長通知)	申請者等の求めに応じて提示			設定済み	30日 (大分県医 療審議に 要する除 く。)		
医療政策課	医療政策課	医療法	第70条 の15	地域医療連携推進法人の解散の認可	設定済み	「地域医療連携推進法 人について」(平成29年2 月17日医政発第0217第 月6号厚生労働省医政局 長通知)	申請者等の求めに応じて提示			設定済み	30日 (大分子 (大子 (大子 (大子 (大子) (大子) (大子) (大子) (大子) (
医療政策課	医療政策課	医療法	の19第	地域医療連携推 進法人の代表理 事の選定及び解職	設定済み	「地域医療連携推進法 人について」(平成29年2 月17日医政発第0217第 16号厚生労働省医政局 長通知)	申請者等の求めに応じて提示			設定済み	30日 (大奈田 (大宗田 (大宗田 (大宗田 (大宗田 (大宗田 (大宗田 (大宗田 (大宗		
医療政策課	医療政策課	医療法		地域医療連携推 進法人が病院等を 開設又は管理しよ うとするときの支障 のないことの確認	設定済み	「地域医療連携推進法 人について」(平成29年2 月17日医政発第0217第 16号厚生労働省医政局 長通知)	申請者等の求めに応じて提示			設定済み	30日 (大療審議 の要する 要数を く。)		
医療政策課	保健所	医療法	第7条 第1項	医師及び歯科医師でない者の診療 所開設許可 助産師でない者の 助産所開設許可	設定済み	「医療機関の開設者の確認及び非営利性の確認について」(平成5年2月3日総第5号・指第9号厚生省健康政策局総務・指導課長連名通知)	申請者等の求めに応じて提示			設定済み	10日		
医療政策課	保健所	医療法	第7条 第2項	診療所・助産所の 変更許可	未設定				法令に基準あり	設定済み	10日		
医療政策課	保健所	医療法	第12条	開設者以外の者 が診療所、助産所 を管理することの 許可	未設定				個々の審査について 個別具体的な判断を 要し、具体的な審査 基準を定めるのは困 難	設定済み	10日		
医療政策課	保健所	医療法	第12条 第2項	診療所、助産所に おける兼任管理許 可	設定済み	「診療所の管理者兼任 許可基準について」(県 基準、平成30年8月10日 医政第594号)	申請者等の求めに応じ て提示			設定済み	10日		_
医療政策課	保健所	医療法施行規則	第9条 の15の 2	病院の医師の不宿直許可	設定済み	「介護保険法施行規則 等の一部を改正する等 の省令の施行について」 (平成30年3月22日医政 発0322第13号厚生労 働省医政局長)1. 改正 の概要 (3)医師の宿直 義務の例外規定の改正	申請者等の求めに応じて提示			設定済み	10日		

担当課	処分庁	法令名	根拠条項	許認可等の事項			審査基準				標準処理	理期間	備考
担当味	処力门	本 节有	似拠末步	計配り寺の争項	設定状況	審査基準の名称	審査基準の公表状況	URL	未設定の場合の理由	設定状況	合計期間	未設定の場合の理由)拥 行
医療政策課	保健所	医療法	第18条	専属薬剤師の不 置許可	設定済み	「病院又は医師が常時 三人以上勤務する診療 所の専属の薬剤師の政 置義務について」(中の 25年9月25日医政総発 第0925第9号厚生労働 省医政局総務課長通 知)	申請者等の求めに応じて提示			設定済み	10日		
医療政策課	保健所	医療法	第27条	収容施設を有する 診療所、助産所の 使用許可	未設定				法令に基準あり	設定済み	15日		
医療政策課	保健所	医療法	第46条 の5第1 項	医療法人の理事 数の特例認可	設定済み	「医療法人制度の改正 及び都道府県医療審議 会について」(昭和61年 6月26日健政発410号厚 生省健康政策局長通 知)第一医療法人制度 に関する事項 4医療法 人の理事数	申請者等の求めに応じて提示			設定済み	10日		
医療政策課	保健所	医療法		医師又は歯科医師以外から理事長を選任する認可		・「医療法人制度の改正 及び都道府県医療審議 会について」(昭和61年 6月26日健政発10号 生省健康政策局長通 知)第一医療法人制度 に関する事項 5医療法 人の理事長 ・医師又は歯科医師でな い理事長の知事認可要 件について〈県内規〉	申請者等の求めに応じて提示			設定済み	10日		
医療政策課	保健所	医療法	第46条 の5第6 項	管理者の一部を 理事に加えないこ との認可	設定済み	「医療法人制度の改正 及び都道府県医療審議 会について」(昭和61年 6月26日健政発10号厚 生省健康政策局長通 知)第一医療法人制度 に関する事項 6病院、 診療所、介護老人保健 施設又は介護医療院の 管理者の理事就任	申請者等の求めに応じて提示			設定済み	10日		
医療政策課	保健所	医療法		医療法人の定款 又は寄附行為の 変更認可	設定済み	・「医療法人制度について」(平成19年3月30日 「医療禁の330049号 厚生労働省の医政局長 第二 医療法人の定数 例及び※持ち分配定め がいて(※持ち分の定め ない社団を構造人の。 ・「医療造人の。 ・「医療道体児医療蓄値 及び都道府県医療蓄体 長近ついて」(昭和61厚 生省健康政策局長通 知) 別添4(医療法人・デル 定款・寄付めあある社団 医療法人)	申請者等の求めに応じて提示			設定済み	10日		

担当課	処分庁	法令名	根拠条項	許認可等の事項			審査基準				標準処理	理期間	備考
担当床	处力门	本 节有	似拠未均	計能可等の事項	設定状況	審査基準の名称	審査基準の公表状況	URL	未設定の場合の理由	設定状況	合計期間	未設定の場合の理由	ルカ
医療政策課	医療政策課	医療法	第113 条第1 項	特定地域医療提 供機関の指定	設定済み	大分県特定労務管理対 象機関指定審査基準	ホームページ	https://www.pref.oita.jp /soshiki/12620/tokuteir oumukanri.html		設定済み	30日 ※議会等のかりである。 ※議論のかりである。 ※議論のかりできる。 ※記述のいりできる。 ※記述のいりで。 ※記述のいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいい		
医療政策課	医療政策課	医療法		連携型特定地域 医療提供機関の 指定	設定済み	大分県特定労務管理対 象機関指定審査基準	ホームページ	https://www.pref.oita.jp /soshiki/12620/tokuteir oumukanri.html		設定済み	30日 ※議会 部本の かかい はいない かいない かいない かいない かいない かいない かいない		
医療政策課	医療政策課	医療法	第119 条第1 項	機能向上集中研 修機関の指定	設定済み	大分県特定労務管理対 象機関指定審査基準	ホームページ	https://www.pref.oita.jp /soshiki/12620/tokuteir oumukanri.html		設定済み	30日 ※議会警告のかける ※議会部のかける ※記述のかける ※記述の ※記述の ※記述の ※記述の ※記述の ※記述の ※記述の ※記述の		
医療政策課	医療政策課	医療法	第120 条第1 項	特定高度技能研 修機関の指定	設定済み	大分県特定労務管理対 象機関指定審査基準	ホームページ	https://www.pref.oita.jp /soshiki/12620/tokuteir oumukanri.html		設定済み	30日 ※医療等 の が が が が い い に り い に り い に り い り に り い り い り い り		
医療政策課	保健所	死体解剖保存法	第2条 第1項	死体解剖の許可	未設定				先例なく設定困難	設定済み	10日		
医療政策課	保健所	死体解剖保存法	第9条	死体解剖の場所 の特例許可	未設定				先例なく設定困難	設定済み	10日		
医療政策課	保健所	死体解剖保存法	第19条 第1項	死体の全部又は 一部の保存許可	未設定				先例なく設定困難	設定済み	10日		
医療政策課	医療政策課	医師法	第16 条の2	基幹型(協力型) 臨床研修病院の 指定	設定済み	「医師法第16条の2第 1項に規定する臨床研 修に関する省令の施行 について」(平成15年6月 12日医政発第0612004 号厚生労働省医政局長 通知)	申請者等の求めに応じて提示			設定済み	30日(大域 の の の の の は の は の は の の の の の の の の の の の の の		
医療政策課	医療政策課	医師法第16条の2第1項に規定 する臨床研修に関する省令	久	基幹型(協力型) 臨床研修病院の 指定の取消し	設定済み	「医師法第16条の2第 1項に規定する臨床研 修に関する省令の施行 について」(平成15年6月 12日医政発第0612004 号厚生労働省医政局長 通知)	申請者等の求めに応じて提示			設定済み	30日(大域策の医協議を10円地対会に日地対会に日地対会に日本の要数)		
医療政策課	医療政策課	保健師助産師看護師法	第8 条、第 12条第 4項	准看護師の免許 を与える	未設定				法令に基準あり	設定済み	10日		
医療政策課	医療政策課	保健師助産師看護師法	第14条 第3項	准看護師の再免 許を与える	未設定				法令に基準あり	設定済み	35日		
医療政策課	医療政策課	保健師助産師看護師法	第14条 第3項、 第51条 第1項 第2項	保健婦の再免許 を与える (旧保健婦規則に よる)	未設定				法令に基準あり	設定済み	35日		
医療政策課	医療政策課	保健師助産師看護師法施行細則	第10条 第2項	助産婦名簿謄本 の交付	未設定				法令に基準あり	設定済み	35日		
医療政策課	医療政策課	保健師助産師看護師法	第14条 第3項、 第53条 第1項 第2項	看護婦の再免許を与える (旧看護婦規則による)	未設定				法令に基準あり	設定済み	35日		

+□ w ==	加八庄	法令名	HI HII 久 17	許認可等の事項			審査基準				標準処	理期間	備考
担当課	処分庁	法节名	根拠条項	計認り寺の争項	設定状況	審査基準の名称	審査基準の公表状況	URL	未設定の場合の理由	設定状況	合計期間	未設定の場合の理由	1佣 右
医療政策課	医療政策課	保健師助産師看護師法	第22条 第4号	外国の准看護師 養成所を卒業した 者等の受験資格 の認定	設定済み	外国の看護師学校養成 所を卒業し、又は外国に おいて看護師免許を得 た者の大分県准看護師 試験受験資格に関する 要領	ホームページ	https://www.pref.oita.jp /soshiki/12620/jyukens hikaku.html		設定済み	3ヶ月		
医療政策課	医療政策課	保健師助産師看護師法施行令	第3条 第3項	准看護師籍の登 録事項の変更	未設定				法令に基準あり	設定済み	35日		
医療政策課	医療政策課	保健師助産師看護師法施行令	第3条 第3項、 附則第 2項	保健婦籍の登録 事項の変更 (旧保健婦規則に よる)	未設定				法令に基準あり	設定済み	35日		
医療政策課	医療政策課	保健師助産師看護師法施行令	第3条 第3項、 附則第 2項	助産婦名簿の登録事項の変更 (旧助産婦規則による)	未設定				法令に基準あり	設定済み	35日		
医療政策課	医療政策課	保健師助産師看護師法施行令	第3条 第3項、 附則第 2項	看護婦籍の登録 事項の変更 (旧看護婦規則に よる)	未設定				法令に基準あり	設定済み	35日		
医療政策課	医療政策課	保健師助産師看護師法施行令	第5条 第1項	死亡、失踪による 准看護師籍の登 録抹消	未設定				法令に基準あり	設定済み	35日		
医療政策課	医療政策課	保健師助産師看護師法施行令	第5条 第1項、 附則第 2項	死亡、失踪による 保健婦籍の登録 抹消 (旧保健婦規則に よる)	未設定				法令に基準あり	設定済み	35日		
医療政策課	医療政策課	保健師助産師看護師法施行令	第5条 第1項、 附則第 2項	死亡失踪による助 産婦名簿の登録 抹消 (旧助産婦規則に よる)	未設定				法令に基準あり	設定済み	35日		
医療政策課	医療政策課	保健師助産師看護師法施行令	第5条 第1項、 附則第 2項	死亡、失踪による 看護婦籍の登録 抹消 (旧看護婦規則に よる)	未設定				法令に基準あり	設定済み	35日		
医療政策課	医療政策課	保健師助産師看護師法施行令	第4条 第2項	死亡、失踪以外の 理由による准看護 師籍の登録抹消	未設定				法令に基準あり	設定済み	35日		
医療政策課	医療政策課	保健師助産師看護師法施行令	第4条 第2項、 附則第 2項	死亡、失踪以外の 理由による保健婦 籍の登録抹消 (旧保健婦規則に よる)	未設定				法令に基準あり	設定済み	35日		
医療政策課	医療政策課	保健師助産師看護師法施行令	第4条 第2項、 附則第 2項	死亡、失踪以外の 理由による助産婦 名簿の登録抹消 (旧助産婦規則に よる)	未設定				法令に基準あり	設定済み	35日		
医療政策課	医療政策課	保健師助産師看護師法施行令	第4条 第2項、 附則第 2項	死亡、失踪以外の 理由による看護婦 籍の登録抹消 (旧看護婦規則に よる)	未設定				法令に基準あり	設定済み	35日		
医療政策課	医療政策課	保健師助産師看護師法施行令	第6条 第2項	准看護師免許書 換え	未設定				法令に基準あり	設定済み	35日		
医療政策課	医療政策課	保健師助産師看護師法施行令	第6条 第2項、 附則第 2項	保健婦免状書換え(旧保健婦規則による)	未設定				法令に基準あり	設定済み	35日		
医療政策課	医療政策課	保健師助産師看護師法施行令	第6条 第2項、 附則第 2項	看護婦免状書換え (旧看護婦規則による)	未設定				法令に基準あり	設定済み	35日		

±□ \/ ==	hn /) r	***	+O +hn /2 +2				審査基準				標準処理	里期間	/##. ** **
担当課	処分庁	法令名	恨拠余埧	許認可等の事項	設定状況	審査基準の名称	審査基準の公表状況	URL	未設定の場合の理由	設定状況	合計期間	未設定の場合の理由	備考
医療政策課	医療政策課	保健師助産師看護師法施行令	第7条 第2項	准看護師免許再 交付	未設定				法令に基準あり	設定済み	35日		
医療政策課	医療政策課	保健師助産師看護師法施行令	第7条 第2項、 附則第 2項	保健婦免状再交付 (旧保健婦規則に よる)	未設定				法令に基準あり	設定済み	35日		
医療政策課	医療政策課	保健師助産師看護師法施行令	第7条 第2項、 附則第 2項	看護婦免状再交付 (旧看護婦規則に よる)	未設定				法令に基準あり	設定済み	35日		
医療政策課	医療政策課	保健師助産師看護師法施行規則	第30条 第1項	准看護師試験合 格証明書交付	未設定				法令に基準あり	設定済み	30日		
医療政策課	医療政策課	保健師助産師看護師法施行規則	第30条 第1項、 附則第 2項	保健婦試験合格証明書交付	未設定				法令に基準あり	設定済み	30日		
医療政策課	医療政策課	保健師助産師看護師法施行規則	2項	助産婦試験合格 証明書交付	未設定				法令に基準あり	設定済み	30日		
医療政策課	医療政策課	保健師助産師看護師法施行規則	第30条 第1項、 附則第 2項	看護婦試験合格 証明書交付	未設定				法令に基準あり	設定済み	30日		
医療政策課	医療政策課	保健師助産師看護師法	第15条 の2第4 項	准看護師再教育 研修を修了した旨 の准看護師籍へ の登録	未設定				法令に基準あり	設定済み	30日		
医療政策課	医療政策課	保健師助産師看護師法	第27条 第1項	准看護師試験の 実施に関する事務 を行う者の指定	設定済み	大分県准看護師試験に おける指定試験機関の 指定申請等に関する要 綱	申請者等の求めに応じて提示			設定済み	15日		
医療政策課	医療政策課	保健師助産師看護師法	第27条 の2第1 項	試験事務に従事 する指定試験機関 の役員の選任及び 解任の認可	設定済み	大分県准看護師試験に おける指定試験機関の 指定申請等に関する要 網	申請者等の求めに応じ て提示			設定済み	15日		
医療政策課	医療政策課	保健師助産師看護師法		指定試験機関の 事業計画及び収支 予算の認可	設定済み	大分県准看護師試験に おける指定試験機関の 指定申請等に関する要 網	申請者等の求めに応じて提示			設定済み	15日		
医療政策課	医療政策課	保健師助産師看護師法		指定試験機関の 事業計画及び収支 予算の変更認可	設定済み	大分県准看護師試験に おける指定試験機関の 指定申請等に関する要 綱	申請者等の求めに応じて提示			設定済み	15日		
医療政策課	医療政策課	保健師助産師看護師法		指定試験機関の 試験事務の実施に 関する規定の認可	設定済み	大分県准看護師試験に おける指定試験機関の 指定申請等に関する要 綱	申請者等の求めに応じて提示			設定済み	15日		
医療政策課	医療政策課	保健師助産師看護師法	第27条 の4第1 項	指定試験機関の 試験事務の実施に 関する規定の変更 認可	設定済み	大分県准看護師試験に おける指定試験機関の 指定申請等に関する要 綱	申請者等の求めに応じて提示			設定済み	15日		
医療政策課	医療政策課	保健師助産師看護師法	第27条 の5第3 項	指定試験機関准 看護師試験委員 の選任及び解任の 認可	設定済み	大分県准看護師試験に おける指定試験機関の 指定申請等に関する要 綱	申請者等の求めに応じて提示			設定済み	15日		
医療政策課	医療政策課	保健師助産師看護師法	第27条 の10	指定試験機関の 試験事務の休廃 止の許可	設定済み	大分県准看護師試験に おける指定試験機関の 指定申請等に関する要 綱	申請者等の求めに応じて提示			設定済み	15日		

中水舗	加八片	;+ A.A	to the 久元	計詞可答の声項			審査基準				標準処	理期間	/#.# <u>.</u>
担当課	処分庁	法令名	根拠条項	許認可等の事項	設定状況	審査基準の名称	審査基準の公表状況	URL	未設定の場合の理由	設定状況	合計期間	未設定の場合の理由	備考
医療政策課	医療政策課	保健師助産師看護師法	第22条 第2号	准看護師等養成 所の指定	設定済み	保健師助産師看護師養成所の指定申請等に関する指導ガイドラインについて大分県看護師等養成所の指定申請等に関する手引き	申請者等の求めに応じて提示			設定済み	6ヶ月		
医療政策課	医療政策課	保健師助産師看護師法		保健師養成所の 指定	設定済み	保健師助産師看護師養成所の指定申請等に関する指導ガイドラインについて大分県看護師等養成所の指定申請等に関する	申請者等の求めに応じて提示			設定済み	6ヶ月		
医療政策課	医療政策課	保健師助産師看護師法	第20条 第2号	助産師養成所の 指定	設定済み	保健師助産師看護師養成所の指定申請等に関する指導ガイドラインについて大分県看護師等養成所の指定申請等に関する手引き	申請者等の求めに応じて提示			設定済み	6ヶ月		
医療政策課	医療政策課	保健師助産師看護師法	第21条 第3号	看護師養成所の 指定	設定済み	保健師助産師看護師養成所の指定申請等に関する指導ガイドラインについて大分県看護師等養成所の指定申請等に関する手引き	申請者等の求めに応じて提示			設定済み	6ヶ月		
医療政策課	医療政策課	保健師助産師看護師法施行令	第20条	准看護師養成所 の指定変更の承 認	設定済み	保健師助産師看護師養成所の指定申請等に関する指導ガイドラインについて大分県看護師等養成所の指定申請等に関する手引き	申請者等の求めに応じて提示			設定済み	3ヶ月		
医療政策課	医療政策課	保健師助産師看護師法施行令	第13条 第1項	看護師等養成所 の指定変更の承 認	設定済み	保健師助産師看護師養成所の指定申請等に関する指導ガイドラインについて大分県看護師等養成所の指定申請等に関する手引き	申請者等の求めに応じて提示			設定済み	3ヶ月		
医療政策課	医療政策課	保健師助産師看護師法施行令	第20条	准看護師養成所 の指定の取消し	設定済み	保健師助産師看護師養成所の指定申請等に関する指導ガイドラインについて大分県看護師等養成所の指定申請等に関する手引き	申請者等の求めに応じて提示			設定済み	3ヶ月		
医療政策課	医療政策課	保健師助産師看護師法施行令		看護師等養成所 の指定の取消し	設定済み	保健師助産師看護師養成所の指定申請等に関する指導ガイドラインについて大分県看護師等養成所の指定申請等に関する手引き	申請者等の求めに応じて提示			設定済み	3ヶ月		
医療政策課	医療政策課	看護師等の人材確保の促進に 関する法律	第14条 第1項	都道府県ナース センターの指定	未設定				法令に基準あり	未設定		既に1個指定済みで あり、他の申請が見 込まれないため。	
医療政策課	医療政策課	理学療法士及び作業療法士法 施行令	第9条 第1項	理学療法士及び 作業療法士養成 施設の指定	設定済み	理学療法士作業療法士 養成施設指導ガイドラインの一部改正について (令和4年9月14日医政 発0914第2号厚生労働 省医政局長通知)	申請者等の求めに応じて提示			設定済み	6ヶ月	201700 1200	

+□ v/ ===	加八片	:+ A A	HO Hon 久 TH	許認可等の事項			審査基準				標準処理	理期間	備考
担当課	処分庁	法令名	根拠条項	計認り寺の争項	設定状況	審査基準の名称	審査基準の公表状況	URL	未設定の場合の理由	設定状況	合計期間	未設定の場合の理由	1佣 右
医療政策課	医療政策課	理学療法士及び作業療法士法 施行令	第11条 第1項	理学療法士及び 作業療法士養成 施設の変更の承 認	設定済み	理学療法士作業療法士 養成施設指導ガイドラインの一部改正について (令和4年9月14日医攻 発の914第2号厚生労働 省医政局長通知)	申請者等の求めに応じて提示			設定済み	3ヶ月		
医療政策課	医療政策課	理学療法士及び作業療法士法 施行令		理学療法士及び 作業療法士養成 施設の指定の取 消し	未設定				個々の審査について 個別具体的な判断を 要し、具体的な審査 基準を定めるのは困 難	設定済み	3ヶ月		
医療政策課	医療政策課	臨床検査技師等に関する法律	第20条 の3第1 項	衛生検査所の登 録	設定済み	衛生検査所指導要領の 見直しについて(令和3 年3月29日医政発0329 第24号厚生労働省医政 局長通知)	申請者等の求めに応じて提示			設定済み	20日		
医療政策課	医療政策課	臨床検査技師等に関する法律	第20条 の4第1 項	衛生検査所の登 録の変更	設定済み	衛生検査所指導要領の 見直しについて(令和3 年3月29日医政発0329 第24号厚生労働省医政 局長通知)	申請者等の求めに応じて提示			設定済み	15日		
医療政策課	医療政策課	臨床検査技師等に関する法律 施行規則	第18条 第1項	衛生検査所登録 証明書の書換え交 付	未設定				法令に基準あり	設定済み	15日		
医療政策課	医療政策課	臨床検査技師等に関する法律 施行規則	第19条 第1項	衛生検査所登録 証明書の再交付	未設定				法令に基準あり	設定済み	15日		
医療政策課	医療政策課	臨床検査技師等に関する法律 施行令	第10条	臨床検査技師養 成所の指定	設定済み	「「臨床検査技師養成所 指導ガイドラインについ て」の改正等について」 の一部訂正について(令 和3年11月17日医政発 1117第3号厚生労働省 医政局長通知)	申請者等の求めに応じて提示			設定済み	6ヶ月		
医療政策課	医療政策課	臨床検査技師等に関する法律 施行令	第12条 第1項	臨床検査技師養 成所の変更の承 認	設定済み	「「臨床検査技師養成所 指導ガイドラインについ て」の改正等について」 の一部訂正について(今 和3年11月17日医政発 1117第3号厚生労働省 医政局長通知)	申請者等の求めに応じて提示			設定済み	3ヶ月		
医療政策課	医療政策課	臨床検査技師等に関する法律施行令	第15条 第1項	臨床検査技師養 成所の指定の取 消し	未設定				個々の審査について 個別具体的な判断を 要し、具体的な審査 基準を定めるのは困 難	設定済み	3ヶ月		
医療政策課	医療政策課	診療放射線技師法施行令	第7条 第1項	診療放射線技師 養成所の指定	設定済み	「診療放射線技師養成 所指導ガイドラインにつ いて」の一部訂正につい て(令和37年4月27日厚 生労働省医政局医事課 事務連絡)	申請者等の求めに応じて提示			設定済み	6ヶ月		
医療政策課	医療政策課	診療放射線技師法施行令	第9条 第1項	診療放射線技師 養成所の変更の 承認	設定済み	「診療放射線技師養成 所指導ガイドラインにつ いて」の一部訂正につい て(令和3年4月27日厚 生労働省医政局医事課 事務連絡)	申請者等の求めに応じて提示			設定済み	3ヶ月		
医療政策課	医療政策課	診療放射線技師法施行令	第12条 第1項	診療放射線技師 養成所の指定の 取消し	未設定				個々の審査について 個別具体的な判断を 要し、具体的な審査 基準を定めるのは困 難	設定済み	3ヶ月		

担当課	加八片	法令名	+O +M 久 +Z	許認可等の事項			審査基準				標準処理	理期間	備考
担目誄	処分庁	法节石	根拠条項	計認り寺の争項	設定状況	審査基準の名称	審査基準の公表状況	URL	未設定の場合の理由	設定状況	合計期間	未設定の場合の理由	1佣 右
医療政策課	医療政策課	視能訓練士法施行令		視能訓練士養成 所の指定	設定済み	視能訓練士養成所指導 ガイドラインについて(令 和5年4月18日医政発 0418第2号厚生労働省 医政局長通知)	申請者等の求めに応じて提示			設定済み	6ヶ月		
医療政策課	医療政策課	視能訓練士法施行令		視能訓練士養成 所の変更の承認	設定済み	視能訓練士養成所指導 ガイドラインについて(令 和5年4月18日医政発 0418第2号厚生労働省 医政局長通知)	申請者等の求めに応じて提示			設定済み	3ヶ月		
医療政策課	医療政策課	視能訓練士法施行令		視能訓練士養成 所の指定の取消し	未設定				個々の審査について 個別具体的な判断を 要し、具体的な審査 基準を定めるのは困 難	設定済み	3ヶ月		
医療政策課	医療政策課	言語聴覚士学校養成所指定規 則	第2条	言語聴覚士養成 所の指定	設定済み	言語聴覚士養成所指導 ガイドラインについて(平 成27年3月31日医政発 0331第30号厚生労働省 医政局長通知)	申請者等の求めに応じて提示			設定済み	6ヶ月		
医療政策課	医療政策課	言語聴覚士学校養成所指定規 則	第3条 第1項	言語聴覚士養成 所の変更の承認	設定済み	言語聴覚士養成所指導 ガイドラインについて(平 成27年3月31日医政発 0331第30号厚生労働省 医政局長通知)	申請者等の求めに応じて提示			設定済み	3ヶ月		
医療政策課	医療政策課	言語聴覚士学校養成所指定規 則	第7条	言語聴覚士養成 所の指定の取消し	未設定				個々の審査について 個別具体的な判断を 要し、具体的な審査 基準を定めるのは困 難	設定済み	3ヶ月		
医療政策課	医療政策課	臨床工学技士法学校養成所指 定規則	第2条	臨床工学技士養 成所の指定	設定済み	「臨床工学技士養成所 指導ガイドラインについ て」の一部訂正について (令和5年10月31日厚生 労働省医政局医事課事 務連絡)				設定済み	6ヶ月		
医療政策課	医療政策課	臨床工学技士法学校養成所指 定規則	第3条 第1項	臨床工学技士養 成所の変更の承 認	設定済み	「臨床工学技士養成所 指導ガイドラインについ て」の一部訂正について (令和5年10月31日厚生 労働な医事 務連絡)				設定済み	3ヶ月		
医療政策課	医療政策課	臨床工学技士法学校養成所指 定規則	第7条	臨床工学技士養 成所の指定の取 消し	未設定				個々の審査について 個別具体的な判断を 要し、具体的な審査 基準を定めるのは困 難	設定済み	3ヶ月		
医療政策課	医療政策課	あん摩マツサージ指圧師、はり 師、きゆう師等に関する法律	第2条 第2項	はり師及びきゆう 師に係る養成施設 の認定	設定済み	はり師及びきゅう師養 成施設指導ガイドライン の一部改正についてで 成29年3月31日医政発 0331第51号厚生労働省 医政局長通知)	申請者等の求めに応じて提示			設定済み	6ヶ月		
医療政策課	医療政策課	あん摩マツサージ指圧師、はり 師、きゆう師等に関する法律	第2条 第3項	はり師及びきゆう 師に係る養成施設 の変更の承認	設定済み	はり師及びきゅう師養 成施設指導ガイドライン の一部改正についてで 成29年3月31日医政発 0331第51号厚生労働省 医政局長通知)	申請者等の求めに応じて提示			設定済み	3ヶ月		
医療政策課	医療政策課	あん摩マツサージ指圧師、はり 師、きゆう師等に関する法律施行 令	第6条 第1項	はり師及びきゆう 師に係る養成施設 の認定の取消し	未設定				個々の審査について 個別具体的な判断を 要し、具体的な審査 基準を定めるのは困 難	設定済み	3ヶ月		

担当課	処分庁	法令名	根拠条項	許認可等の事項			審査基準				標準処理	理期間	備考
担当床	处力门	本 节有	依拠未失	計能り等の争項	設定状況	審査基準の名称	審査基準の公表状況	URL	未設定の場合の理由	設定状況	合計期間	未設定の場合の理由	7排行
医療政策課	医療政策課	柔道整復師法施行令	第2条 第1項	柔道整復師養成 施設の指定	設定済み	柔道整復師養成施設指 導ガイドラインの一部改 正について(平成29年3 月31日医政発0331第52 号厚生労働省医政局長 通知)	申請者等の求めに応じて提示			設定済み	6ヶ月		
医療政策課	医療政策課	柔道整復師法施行令	第4条 第1項	柔道整復師養成 施設の変更の承 認	設定済み	柔道整復師養成施設指 導ガイドラインの一部改 正について(平成29年3 月31日医政発0331第52 号厚生労働省医政局長 通知)				設定済み	3ヶ月		
医療政策課	医療政策課	柔道整復師法施行令	第7条 第1項	柔道整復師養成 施設の指定の取 消し	未設定				個々の審査について 個別具体的な判断を 要し、具体的な審査 基準を定めるのは困 難	設定済み	3ヶ月		
医療政策課	医療政策課	歯科衛生士法施行令	第2条 第1項	歯科衛生士養成 所の指定	設定済み	歯科衛生士養成所指導 ガイドラインについて(平 成27年3月31日医政発 0331第61号厚生労働省 医政局長通知)	申請者等の求めに応じて提示			設定済み	6ヶ月		
医療政策課	医療政策課	歯科衛生士法施行令	第4条 第1項	歯科衛生士養成 所の変更の承認	設定済み	歯科衛生士養成所指導 ガイドラインについて(平 成27年3月31日医政発 0331第61号厚生労働省 医政局長通知)	申請者等の求めに応じて提示			設定済み	3ヶ月		
医療政策課	医療政策課	歯科衛生士法施行令	第8条 第1項	歯科衛生士養成 所の指定の取消し	未設定				個々の審査について 個別具体的な判断を 要し、具体的な審査 基準を定めるのは困 難	設定済み	3ヶ月		
医療政策課	医療政策課	歯科技工士法	第26条 第1項 第4号	歯科技工の業又 は歯科技工所に関 して広告する事項 の許可	未設定				先例なく設定困難	設定済み	15日		
医療政策課	医療政策課	歯科技工士法施行令	第9条 第1項	歯科技工士養成 所の指定	設定済み	「歯科技工士養成所指導ガイドライン」の一部改正について(令和3年3月31日医政発0331第57号厚生労働省医政局長通知)				設定済み	6ヶ月		
医療政策課	医療政策課	歯科技工士法施行令		歯科技工士養成所の変更の承認	設定済み	「歯科技工士養成所指 導ガイドライン」の一部 改正について(令和3年3 月31日医政発0331第57 号厚生労働省医政局長 通知)	申請者等の求めに応じて提示			設定済み	3ヶ月		
医療政策課	医療政策課	歯科技工士法施行令		歯科技工士養成 所の指定の取消し	未設定				個々の審査について 個別具体的な判断を 要し、具体的な審査 基準を定めるのは困 難	設定済み	3ヶ月		
医療政策課	医療政策課	救急病院等を定める省令	第1条	救急告示病院の 認定	設定済み	「救急病院等を定める 省令の一部を改正する 省令の施行について」 (昭和62年1月14日健政 発第11号厚生省健康政 策局長通知)1 2 3	申請者等の求めに応じて提示			設定済み	60日(更 新審査の み適用)		

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間一覧(条例、規則)

担当課	処分庁	法令名	根拠条項	許認可等の事項	審査基準					標準処理期間			備考
					設定状況	審査基準の名称	審査基準の公表状況	URL	未設定の場合の理由	設定状況	合計期間	未設定の場合の理由)佣- 与
医療政策課	医療政策課	大分県看護師等修学資金貸与 条例	第6条 第1項、 第6条 の2、第 9条第1 項	修学資金返還の 債務の免除	未設定				法令に基準あり	設定済み	33日		
医療政策課	医療政策課	大分県看護師等修学資金貸与 条例	第8条	修学資金返還の 債務の履行の猶 予	未設定				法令に基準あり	設定済み	17日		
医療政策課	医療政策課	大分県看護師等修学資金貸与 条例	第2条	修学資金貸与の 決定	未設定				法令に基準あり	設定済み	33日		
医療政策課	医療政策課	大分県医師修学資金貸与条例	第6条	修学資金返還の 債務の免除	未設定				法令に基準あり	設定済み	30日		
医療政策課	医療政策課	大分県医師修学資金貸与条例	第8条	修学資金返還の 債務の履行の猶 予	未設定				法令に基準あり	設定済み	30日		
医療政策課	医療政策課	大分県医師修学資金貸与条例	第2条	修学資金貸与の 決定	未設定				法令に基準あり	設定済み	30日		
医療政策課	医療政策課	大分県医師研修資金貸与条例	第2条	研修資金貸与の 決定	未設定				法令に基準あり	設定済み	30日		
医療政策課	医療政策課	大分県医師研修資金貸与条例	第6条	研修資金返還の 債務の免除	未設定				法令に基準あり	設定済み	30日		
医療政策課	医療政策課	大分県医師研修資金貸与条例	第8条	研修資金返還の 債務の履行の猶 予	未設定				法令に基準あり	設定済み	30日		
医療政策課	医療政策課	保健師助産師看護師法施行細 則	第5条 第1項	准看護師再教育 研修修了登録証 の書換え	未設定	_		_	法令に基準あり	設定済み	30日		
医療政策課	医療政策課	保健師助産師看護師法施行細 則	第6条 第1項	准看護師再教育 研修修了登録証 の再交付	未設定				法令に基準あり	設定済み	30日		